

平成20年11月13日
企業会計基準委員会

実務対応報告公開草案第 29 号

「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い(案)」
の公表

コメントの募集

我が国における企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）では、債券の保有目的区分を厳格にすることにより判断の恣意性を排除することとしており、原則として取得当初の保有目的を取得後に変更することは認めず、保有目的区分の変更が認められる場合を限定しております。

しかしながら、最近の金融市場における混乱を背景に、国際会計基準審議会（IASB）が、平成 20 年 10 月 13 日に国際会計基準（IAS）第 39 号と国際財務報告基準（IFRS）第 7 号を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」を公表したことに伴い、債券の保有目的区分の変更に関する意見が寄せられております。

当委員会では、平成 20 年 10 月 28 日に公表した「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」に寄せられたコメントについても検討し、我が国において、債券の保有目的区分の変更を見直すかどうかの審議を行ってまいりました。平成 20 年 11 月 12 日開催の第 165 回企業会計基準委員会において、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対するコメントがございましたら、平成 20 年 11 月 28 日（金）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール：reclassification2@asb.or.jp

ファクシミリ：03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みください。よろしくお願いいたします。

■ 会計処理等

振替後 振替前	その他有価証券	満期保有目的の債券
売買目的有価証券	(改正前) 一定の場合、可 (改正後) 上記の一定の場合に加え、稀な場合(*1)に、保有目的区分を変更(*2)したときは、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上する(*3)	(改正前) 不可 (改正後) 稀な場合(*1)に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更(*2)したときには、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、当期の損益に計上する(*3)
その他有価証券	N/A	(改正前) 不可 (改正後) 稀な場合(*1)に、満期保有目的の債券の定義及び要件を満たしたうえで保有目的区分を変更したときには、可 ⇒振替時の時価をもって振り替え、振替時に生じる評価差額は、その他有価証券に係る評価差額として純資産の部に計上し、満期までの期間にわたって償却原価法の処理に準じて損益に振り替える(*3)

(*1) 想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合を指す。

(*2) 企業がもはや時価の変動により利益を得ることを目的としないことを明らかにすることを前提とする。

(*3) 保有目的区分の変更に関し、追加情報として、一定の注記を行う。

■ 適用時期等

本実務対応報告は、本実務対応報告公表日から平成 22 年 3 月 31 日までの適用とする。その後の取扱いについては、改めて検討することとする。

ただし、経営管理上、本実務対応報告公表日前において、最近の市場環境を踏まえてトレーディング取引の対象としないという意思決定又は満期まで保有するという意思決定を既に行っており、それを確認できる場合には、当該意思決定を行った時点（ただし、当該意思決定が平

成 20 年 10 月 1 日前行われているときは、平成 20 年 10 月 1 日に行ったものとみなす。) から、本実務対応報告を適用することができる。この場合における保有目的区分の変更の会計処理は、平成 20 年 12 月 31 日までに行う必要がある。

(参 考)

本公開草案の公表に反対した委員 1 名から以下の意見が出されている。

会計処理にあたっては、保有目的に応じた処理方法を定めることが適当であり、したがって、基本的に保有目的が変更された場合には、当該変更を反映させるように会計処理すべきである。しかしながら、そのような会計処理の検討は、今回のように、最近の金融市場における混乱を背景にして改正IASが公表されたことに伴う緊急的な対応ではなく、中長期的に行うべきである。これは、経済環境の変化に応じて会計基準を変更しても実態が変わるわけではないこと、むしろこのような会計基準の見直し方は経営者のモラルハザードを招きかねないこと、さらに、経済環境の変化に応じて緊急避難的に会計基準を変更することは、会計基準設定主体への信頼性を著しく損なうおそれがあることによる。

これに対して、本公開草案の公表に賛成する委員は、次のように考えている。

本公開草案第 5 項、第 9 項、第 13 項に記載のように、想定し得なかった市場環境の著しい変化によって流動性が極端に低下したことなどから、保有する有価証券を公正な評価額である時価で売却することが困難な期間が相当程度生じているような稀な場合においては、当面の間（平成 22 年 3 月 31 日までの間）、国際的な会計基準での取扱いを勘案した会計処理を整備することが適当である。また、その後の取扱いについては、改めて検討することとしているため、根本的な対応は中長期的に検討される。

以 上